

委員会細則

(平成22年5月1日制定、平成21年5月1日改定、平成22年11月1日改定、平成23年11月4日改定、平成24年10月20日改定、平成25年1月26日改定、平成26年1月6日改定、平成27年1月17日改定、平成28年6月16日改定、平成29年1月29日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の委員会設置及び運営に必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、委員会を設置する。

(種類)

第3条 委員会は、常置委員会及び臨時委員会に区分する。

2. 臨時委員会は、本法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置し、その期間は原則2年とする。

(常置委員会)

第4条 本法人の常置委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第5条 委員会の構成は、委員長1名及び委員若干名とする。

2. 必要に応じて副委員長を置くことができる。

(委嘱)

第6条 委員長は、原則として理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は、原則として正会員の中から委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3. 副委員長は、原則として委員の中から委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(外部委員)

第7条 必要に応じて外部委員を置くことができる。外部委員は、理事会の議決を経て、正会員以外の者を委嘱することができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 議決は、委員出席数の過半数を要し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

3. 委員長は、審議内容及び活動状況を議事録をもって理事会に報告しなければならない。

4. 委員長は、緊急を要する事案が生じた時は、委員会の議決を待たずに対応することができる。その場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

(経費)

第10条 委員会の活動にかかる経費は、本法人が負担する。ただし、外部委員以外の委員は無報酬とする。

(委員会の改廃等)

第11条 委員会の廃止及び改変は、理事会の議決による。

(細則の変更)

第12条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

別表 常置委員会の名称及び職務

総務・財務委員会：管理、運営、選挙、事業計画書・事業報告書の作成、予算案・収支決算書の作成、予算執行状況の監視、各事業への答申、資産管理および運用方法に関する事項等

教育・研修委員会：教育研修に関する事項等

委託事業委員会：緩和ケア研修等の事業推進に関する事項等

学術委員会：研究推進および学術大会の企画、立案、運営等の支援に関する事項等

将来構想委員会：学会の活動指針や課題に関する事項等

専門医認定・育成委員会：専門医の認定と育成、専門医制度に関する事項等

オンラインジャーナル（学会誌）編集委員会：オンラインジャーナルに関する事項等

広報委員会：ホームページ、広報、宣伝に関する事項等

ニューズレター編集委員会：ニューズレターに関する事項等

専門的・横断的緩和ケア推進委員会：緩和ケアチーム、緩和ケア病棟、在宅緩和ケアに関する事項等

健康保険・介護保険委員会：健康保険・介護保険制度に関する事項等

国際交流委員会：国際交流に関する事項等

会則検討委員会：会則に関する事項等

地区委員会：各地区の活動に関する事項等

倫理・利益相反委員会：倫理、利益相反マネジメントに関する事項等

安全・感染委員会：医療安全、感染対策に関する事項等

用語委員会：緩和医療領域の用語に関する事項等

ガイドライン統括委員会：ガイドラインに関する事項等

緩和ケア普及に関する関連団体支援・調整委員会：緩和ケア普及に関する関連団体支援・調整に関する事項等